

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的 (第 1 条)

第 2 節 構成 (第 2 条・第 3 条)

第 3 節 職員組織等 (第 4 条・第 5 条)

第 4 節 研究科委員会 (第 6 条)

第 2 章 研究科

第 1 節 標準修業年限及び在学期間 (第 7 条・第 8 条)

第 2 節 入学、転学、休学、復学、退学及び除籍 (第 9 条－第 22 条)

第 3 節 教育課程、履修方法等 (第 23 条－第 30 条)

第 4 節 課程の修了及び学位の授与 (第 31 条－第 33 条)

第 5 節 特別科目等履修生及び研究生 (第 34 条・第 35 条)

第 6 節 授業料、入学考査料及び入学金並びに学位論文審査手数料 (第 36 条)

第 3 章 雑則 (第 37 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 節 目的

(目的)

第 1 条 金沢美術工芸大学大学院 (以下「大学院」という。)は、地域の美術工芸の伝統を踏まえ、美術、工芸、デザインにわたり、造形芸術に関する高度な理論、技術及び応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の創造、進展に寄与することを目的とする。

第 2 節 構成

(大学院の課程)

第 2 条 大学院における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期 2 年及び後期 3 年の課程に区分し、前期 2 年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 修士課程 (前項に規定する前期 2 年の課程をいう。以下同じ。)は、広い視野に立って精深な学識を授け、芸術の各分野における創造、表現若しくは研究能力又は芸術に関する職業等に必要の高度な能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程 (第 2 項に規定する後期 3 年の課程をいう。以下同じ。)は、芸術に関する高度な創造及び表現の技術と理論を研究教授し、地域の美術工芸の深奥を究め、これを総合的に発展創造させ、自立して創作及び研究活動を行うために必要な高度の能力を備えた美術家及び研究者を養成することを目的とする。

(研究科、専攻、入学定員及び収容定員)

第3条 大学院に、美術工芸研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

修士課程			博士後期課程		
専攻	入学定員	収容定員	専攻	入学定員	収容定員
絵画	14人	28人	美術工芸	7人	21人
彫刻	4人	8人			
芸術学	4人	8人			
工芸	13人	26人			
デザイン	6人	12人			
合計	41人	82人			

### 第3節 職員組織等

（職員）

第4条 大学院に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 講師
- (4) 助教
- (5) 助手
- (6) 事務職員
- (7) 技術職員
- (8) その他必要な職員

2 職員の定数及びその職務については、別に定める。

（研究科長）

第5条 研究科に、研究科長を置き、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）の学長をもって充てる。

### 第4節 研究科委員会

（研究科委員会）

第6条 研究科に、研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長並びに研究科の授業を担当する専任の教授、准教授及び講師で構成する。

3 委員会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 委員会の運営に関する事項については、別に定める。

## 第2章 研究科

### 第1節 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第7条 標準修業年限は、修士課程にあつては2年と、博士後期課程にあつては3年とする。

(在学期間)

第8条 学生は、修士課程にあつては3年を、博士後期課程にあつては5年を超えて在学することができない。

### 第2節 入学、転学、休学、復学、退学及び除籍

#### 第9条 削除

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第11条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であつ

て、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(11) 大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学の出願）

第12条 大学院への入学を志望する者は、入学願書に所定の入学考査料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

（入学者の選考）

第13条 入学者の選考は、別に定める選抜試験により行う。

2 前項の選考による合格者の決定は、委員会の議を経て、学長が行う。

（転入学及び編入学）

第14条 次の各号のいずれかに該当する者で、大学院に転入学又は編入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

(1) 他の大学の大学院に在学し、又は他の大学の大学院を修了した者

(2) 大学院を修了した者で、履修した専攻部門以外の専攻部門に入学を志望するもの

（再入学）

第15条 再入学を志望する者があるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

（転学）

第16条 大学院の学生で、他の大学の大学院に転学しようとするものは、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(入学の許可)

第17条 学長は、入学者の選考に合格した者で、所定の日までに入学金を納め、身元保証書、住民票の写し、その他所定の書類を提出したものについては、入学を許可する。ただし、入学金の減免を申請した者については、入学金の未納にかかわらず、入学を許可する。

2 入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓書を提出しなければならない。

3 宣誓書の提出を拒む者に対しては、入学の許可を取り消す。

(休学)

第18条 疾病その他やむを得ない理由により2月以上修学できない者は、学長の許可を受け、休学することができる。この場合において、疾病のため休学しようとする者は、医師の診断書を添えなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第19条 休学期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、それぞれ1年を超えない範囲内で休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しないものとする。

(復学)

第20条 休学期間が満了した者で復学しようとするものは、学長に届け出なければならない。

2 休学期間内にその理由が消滅した場合は、許可を得て復学することができる。

(退学)

第21条 退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、その学籍を除く。

(1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(2) 第8条に規定する在学期間を超える者又は成業の見込みがないと認められる者

(3) 第19条第2項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者

(4) 授業料の納付を怠り、催告を受けても、なおこれを納付しない者

### 第3節 教育課程、履修方法等

(授業科目及び単位数)

第23条 研究科の各専攻における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修単位数)

第24条 学生は、別表に定める授業科目を履修し、修士課程にあつては30単位以上を、博士後期課程にあつては13単位以上を修得しなければならない。

(他の大学の大学院等における授業科目の履修等)

第25条 大学院は、教育上有益であると認めるときは、学生が他の大学の大学院等で授業科目を履修し、又は研修を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位数は、別に定めるところにより大学院における授業科目の履修により修得した単位数とみなすことができる。

第25条の2 学生は、指導教員が教育上有益と認め、かつ、当該授業科目の担当教員が承認するときは、学部において開設する授業科目を履修することができる。

(教育方法)

第26条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

2 学生は、研究に当たっては指導教授(前項に規定する研究指導を行う教員をいう。)の指導を受けるものとする。

(教員免許)

第27条 教員の免許状を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の定めるところにより、第23条に規定する授業科目のうちから必要とする授業科目を履修しなければならない。

2 大学院の修士課程において取得することができる教員の免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

専攻	免許状の種類	免許教科
絵画	中学校教諭専修免許状	美術
	高等学校教諭専修免許状	
彫刻	中学校教諭専修免許状	美術
	高等学校教諭専修免許状	
芸術学	中学校教諭専修免許状	美術
	高等学校教諭専修免許状	
工芸	中学校教諭専修免許状	美術
	高等学校教諭専修免許状	工芸
デザイン	中学校教諭専修免許状	美術
	高等学校教諭専修免許状	美術及び工芸

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、単位を与える。

(成績)

第29条 授業科目の履修成績は、S(秀)、A(優)、B(良)、C(可)、D(不可)及びE(放棄)の評語で表し、C(可)以上を合格とする。

(その他の教育課程、履修方法等)

第30条 この節に定めるもののほか、教育課程、履修方法等については、別に定める。

#### 第4節 課程の修了及び学位の授与

(修士課程の修了の認定)

第31条 修士課程に2年(第14条又は第15条の規定により入学した者にあつては、大学院が認定した在学すべき年数)以上在学し、第24条に規定する単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士作品又は修士論文を提出して、委員会の審査及び試験に合格した者について、学長は、修士課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を上げたと委員会が認めた者にあつては、1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了の認定)

第32条 修士課程を修了し、博士後期課程に3年(第14条又は第15条の規定により入学した者にあつては、大学院が認定した在学すべき年数)以上在学し、第24条に規定する単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文及び研究作品(研究作品にあつては、研究領域により必要な場合に限る。この条及び次条において同じ。)を提出して、委員会の審査及び試験に合格した者について、学長は、博士後期課程の修了を認定する。ただし、博士後期課程における在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと委員会が認めた者(前条ただし書に規定する者を除く。)にあつては、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条ただし書の規定による在学期間で修士課程を修了した者にあつては、前項ただし書中「極めて優れた研究業績を上げたと委員会が認めた者(前条ただし書に規定する者を除く。)」とあるのは「極めて優れた研究業績を上げたと委員会が認めた者」と、「1年」とあるのは「2年」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、大学院への入学資格があるものとして、博士後期課程に入学した者にあつては、博士後期課程に3年以上在学し、第24条に規定する単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文及び研究作品を提出して、委員会の審査及び試験に合格した者について、学長は、博士後期課程の修了を認定する。ただし、博士後期課程における在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと委員会が認めた者にあつては、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第33条 本学は、修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、博士後期課程を修了しない者であっても、別に定めるところにより、博士論文及び研究作品を提出し、委員会の審査及び試験に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認定された者に、博士の学位を授与することができる。

3 前2項に定めるもののほか、学位の授与に関する事項については、別に定める。

第5節 特別科目等履修生及び研究生

(特別科目等履修生)

第34条 大学院で一部の授業科目を履修することを希望する者があるときは、特別科目等履修生として入学を許可することができる。

2 特別科目等履修生に関する事項については、別に定める。

(研究生)

第35条 研究を深めるため教授指導を願い出る者があるときは、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する事項については、別に定める。

第6節 授業料、入学検査料及び入学金並びに学位論文審査手数料

(授業料、入学検査料及び入学金並びに学位論文審査手数料)

第36条 授業料、入学検査料及び入学金並びに学位論文審査手数料については、公立大学法人金沢美術工芸大学授業料等徴収に関する規程(平成22年規程第〇号)の定めるところによる。

### 第3章 雑則

(金沢美術工芸大学学則の準用)

第37条 金沢美術工芸大学学則(平成22年規程第1号)第14条から第16条まで、第34条、第40条及び第44条から第47条までの規定は、大学院について準用する。

#### 附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る専攻、入学定員、収容定員及び授業科目の履修については、第3条第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第29条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目の履修成績については、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成31年3月19日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る収容

定員については、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目の履修については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目の履修については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和7年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者及び令和7年4月1日から令和8年3月31日までに入学する者に係る授業科目の履修については、なお従前の例による。

別表（第23条、第24条関係）

授業科目及び単位数

1 修士課程 絵画専攻

授 業 科 目	履 修 年 次 単 位 数		摘 要
	1年	2年	
絵画特論 絵画技法演習	2 4		日本画コース、油画コース 必修科目
映像特論 映像技法演習	2 4		映像コース 必修科目
美学・芸術学特講 日本美術史特講 東洋美術史特講 西洋美術史特講 工芸史特講 古典特講 現代美術特講 デザイン特論 専門語学演習（英語） 専門語学演習（仏語） 言語表現演習 映像メディア演習 アートプロジェクトの理論と実践 工芸素材表現演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1		6単位以上選択履修
日本画制作（一） 日本画制作（二）	5	13	日本画コース 18 単位履修
油画制作（一） 油画制作（二）	5	13	油画コース 18 単位履修
映像制作（一） 映像制作（二）	5	13	映像コース 18 単位履修

## 2 修士課程 彫刻専攻

授 業 科 目	履 修 年 次 単 位 数		摘 要
	1年	2年	
彫刻特論	2		必修科目
彫刻技法演習	4		
美学・芸術学特講	2		6単位以上選択履修
日本美術史特講	2		
東洋美術史特講	2		
西洋美術史特講	2		
工芸史特講	2		
古典特講	2		
現代美術特講	2		
デザイン特論	2		
専門語学演習（英語）	2		
専門語学演習（仏語）	2		
言語表現演習	1		
映像メディア演習	1		
アートプロジェクトの理論と実践	1		
工芸素材表現演習	1		
彫刻制作（一）	5		彫刻コース 18 単位履修
彫刻制作（二）		13	
環境彫刻（一）	5		彫刻コース 18 単位履修
環境彫刻（二）		13	

3 修士課程 芸術学専攻

授 業 科 目	履 修 年 次		摘 要
	1年	2年	
芸術学特論（一） 芸術学特論（二） 美術技法研究	4  2	 4  	必修科目
美学・芸術学特講 日本美術史特講 東洋美術史特講 西洋美術史特講 工芸史特講 古典特講 現代美術特講 デザイン特論 専門語学演習（英語） 専門語学演習（仏語） 言語表現演習 映像メディア演習 アートプロジェクトの理論と実践 工芸素材表現演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1		6単位以上選択履修  美学・芸術学特講、日本美術史特講、東洋美術史特講、西洋美術史特講、工芸史特講、古典特講の中から2科目以上を選択履修する
視覚文化研究演習（一） 現代美術研究演習（一）	2 2		4単位選択履修
視覚文化研究演習（二） 現代美術研究演習（二）		10 10	10 単位選択履修

## 4 修士課程 工芸専攻

授 業 科 目	履 修 年 次		摘 要
	単 位 数		
	1年	2年	
工芸特論	2		必修科目
地域文化論	2		
美学・芸術学特講	2		6単位以上選択履修
日本美術史特講	2		
東洋美術史特講	2		
西洋美術史特講	2		
工芸史特講	2		
古典特講	2		
現代美術特講	2		
デザイン特論	2		
専門語学演習（英語）	2		
専門語学演習（仏語）	2		
言語表現演習	1		
映像メディア演習	1		
アートプロジェクトの理論と実践	1		
工芸素材表現演習	1		
陶磁技法演習	3		陶磁コース 20単位履修
工芸演習（一）陶磁	4		
工芸演習（二）陶磁		13	
漆・木工技法演習	3		漆・木工コース 20単位履修
工芸演習（一）漆・木工	4		
工芸演習（二）漆・木工		13	
金工技法演習	3		金工コース 20単位履修
工芸演習（一）金工	4		
工芸演習（二）金工		13	
染織技法演習	3		染織コース 20単位履修
工芸演習（一）染織	4		
工芸演習（二）染織		13	

## 5 修士課程 デザイン専攻

授 業 科 目	履 修 年 次 単 位 数		摘 要
	1年	2年	
デザイン特論 デザイン史特論 デザインディレクション デザイン研究計画特論	2 2 2 2		必修科目
美学・芸術学特講 日本美術史特講 東洋美術史特講 西洋美術史特講 工芸史特講 古典特講 現代美術特講 専門語学演習（英語） 専門語学演習（仏語） 言語表現演習 映像メディア演習 アートプロジェクトの理論と実践 工芸素材表現演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1		2単位以上選択履修
ホリスティックデザイン論演習Ⅰ ホリスティックデザイン論演習Ⅱ ホリスティックデザイン論演習Ⅲ ホリスティックデザイン論演習Ⅳ ホリスティックデザイン論演習Ⅴ ホリスティックデザイン論演習Ⅵ ホリスティックデザイン論演習Ⅶ ホリスティックデザイン論演習Ⅷ ホリスティックデザイン論演習Ⅸ ホリスティックデザイン論演習Ⅹ ホリスティックデザイン論演習Ⅺ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		3単位以上選択履修  ただし、ホリスティックデザイン コースでは「ホリスティックデザイ ン論演習」から、インダストリアル デザインコースでは「インダストリ アルデザイン論演習」から、それぞ れ2科目以上を選択履修する
インダストリアルデザイン論演習Ⅰ インダストリアルデザイン論演習Ⅱ インダストリアルデザイン論演習Ⅲ インダストリアルデザイン論演習Ⅳ インダストリアルデザイン論演習Ⅴ	1 1 1 1 1		
ホリスティックデザイン演習（一） ホリスティックデザイン演習（二）	4	13	ホリスティックデザインコース 17 単位履修
インダストリアルデザイン演習（一） インダストリアルデザイン演習（二）	4	13	インダストリアルデザインコース 17 単位履修

## 6 博士後期課程 美術工芸専攻

授 業 科 目	履 修 年 次			摘 要
	単 位 数	1年	2年	
地域美術演習	1			必修科目
造形総合研究（一）	2			
造形総合研究（二）		2		
絵画研究制作（一）	4			8単位以上選択履修 （美術研究領域）
絵画研究制作（二）		4		
彫刻研究制作（一）	4			
彫刻研究制作（二）		4		
工芸研究制作（一）	4			8単位以上選択履修 （工芸研究領域）
工芸研究制作（二）		4		
ホリスティックデザイン研究演習（一）	4			8単位以上選択履修 （環境造形デザイン研究領域）
ホリスティックデザイン研究演習（二）		4		
インダストリアルデザイン研究演習（一）	4			
インダストリアルデザイン研究演習（二）		4		
芸術学研究演習（一）	4			8単位以上選択履修 （芸術学研究領域）
芸術学研究演習（二）		4		
研究領域研究指導	-	-	-	